

令和 7 年度石巻市一般廃棄物処理実施計画
～みんなでつくる ごみ減量のまち いしのまき～

令和 7 年 3 月

石巻市

目 次

第1章 基本事項	1
1 計画の目的	1
2 計画対象区域	1
3 計画期間	1
第2章 一般廃棄物の種類と計画発生量	1
1 ごみ発生量	1
2 犬・猫等の死体処理	1
3 し尿浄化槽汚泥等	2
第3章 処理体系	2
1 ごみ処理体系	2
2 生活排水処理体系	2
第4章 収集運搬計画	3
1 家庭系収集ごみ	3
2 家庭系自己搬入ごみ	4
3 事業系ごみ	4
4 市で処理できないごみ	5
5 犬・猫等の死体	5
6 し尿浄化槽汚泥等	6
第5章 許可計画	6
1 一般廃棄物収集運搬業	6
2 一般廃棄物処分業	6
3 許可の取消し	6
第6章 中間処理計画	7
1 燃やせるごみ	7
2 資源化処理施設	7
3 犬・猫等の死体	7
4 し尿・浄化槽汚泥等	7
第7章 最終処分計画	8

第8章	目標値	9
1	ごみ処理	9
2	生活排水処理	10
第9章	ごみ減量化、資源化、適正処理に関する取組	11
1	家庭系ごみ減量化・資源化に関する取組	11
2	事業系ごみ減量化・資源化に関する取組	13
3	ごみ集積所の適正な維持管理	14
4	その他	14
第10章	生活排水処理に関する取組	16
1	広報・啓発の内容	16
2	広報・啓発の方法	16

第1章 基本事項

1 計画の目的

本計画は、石巻市一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にすることを目的とする。

2 計画対象区域

本計画対象区域は、本市全域とする。

3 計画期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第2章 一般廃棄物の種類と計画発生量

1 ごみ発生量

項目	単位	令和5年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 計画
総ごみ量	t/年	49,047	48,313	47,793
家庭系収集ごみ	t/年	34,591	34,334	33,593
燃やせるごみ	t/年	28,596	28,581	27,810
燃やせないごみ他	t/年	929	903	900
粗大ごみ	t/年	237	237	240
資源物	t/年	4,617	4,432	4,461
集団資源回収量	t/年	212	181	182
直接搬入ごみ	t/年	14,456	13,979	14,200
可燃性ごみ	t/年	12,404	12,330	12,372
不燃性ごみ・資源物	t/年	2,052	1,649	1,828

2 犬・猫等の死体処理

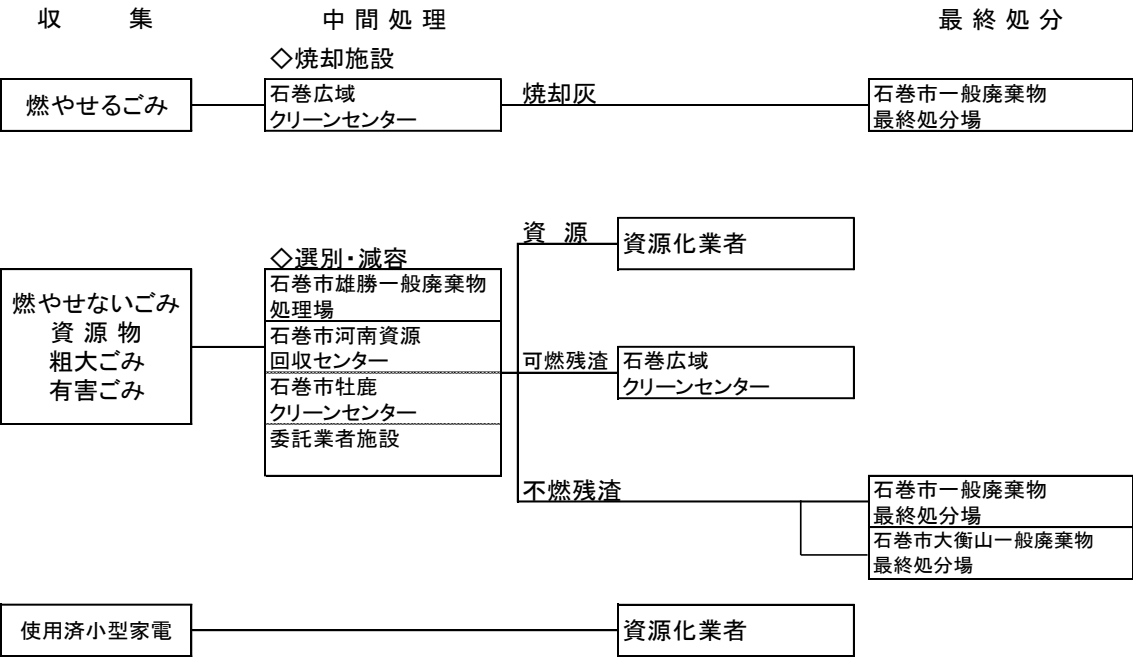
項目	単位	令和5年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 計画
犬・猫等の死体処理	体	1,782	1,693	1,693

3 し尿浄化槽汚泥等

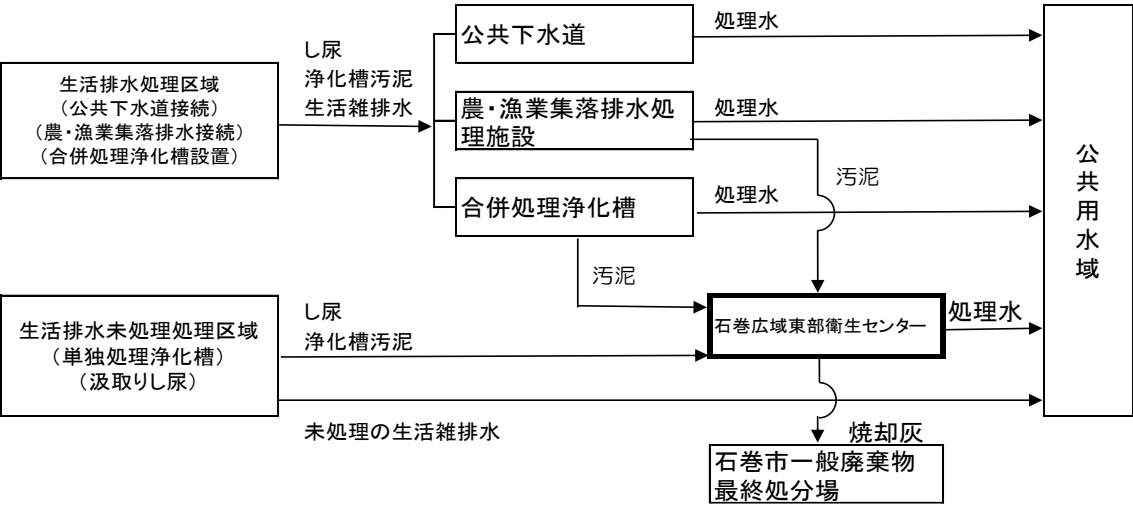
項目	単位	令和5年度実績	令和6年度見込	令和7年度計画
し尿	kl／年	12,279.6	10,717.2	10,000.0
浄化槽汚泥等	kl／年	29,498.4	28,681.2	28,000.0
合計	kl／年	41,778.0	39,398.4	38,000.0

第3章 処理体系

1 ごみ処理体系



2 生活排水処理体系



第4章 収集運搬計画

1 家庭系収集ごみ

種別		排出方法	収集回数	処理料	処理方法
燃やせるごみ		石巻市指定ごみ収集袋に種別ごとに収納し、ごみ集積所に排出する。	週2回	無料	石巻広域クリーンセンターにて焼却処理し、焼却灰は埋立処分する。
燃やせないごみ			月1回		石巻市の資源物処理施設と民間の資源物処理施設で選別し、再生可能なものはリサイクルし、可燃残渣を焼却処理し、不燃残渣を埋立処分する。
資源物	ペットボトル		月2回		石巻市の資源物処理施設と民間の資源物処理施設で選別し、資源回収する。残渣については、石巻広域クリーンセンターで焼却処理する。
	あき缶		月2回		石巻市の資源物処理施設と民間の資源物処理施設で選別し、資源回収する。残渣については、石巻市の最終処分場で埋立処理する。
	金属		月1回		
	あきビン		月2回		
	スプレー缶 ガスカートリッジ	ごみ集積所に設置される色別コンテナに、ビンの種類ごとに分別して排出する。	月2回		
	新聞紙・雑誌・古本・ダンボール・紙パック・雑紙類	品目ごとに、以下の方法で、ごみ集積所に排出する。 ①新聞紙、雑誌、古本、ダンボール、紙パックについては品目ごとに紙紐で縛る。 ②雑紙類については、雑紙類専用収集袋及び取っ手付紙袋に収納、又は紙紐で縛る。	月2回		民間の資源化処理施設で選別し、再生可能なものは資源化し、残渣については石巻広域クリーンセンターで焼却処理する。
	古着・布類	石巻市指定ごみ収集袋に種別ごとに収納し、ごみ集積所に排出する。	月2回		
		使用済小型家電	市が設置する回収ボックスに市民が投入する。	拠点回収 (随時)	回収ボックスから収集し、民間処理施設で選別し資源回収する。
有害ごみ		石巻市指定ごみ収集袋に種別ごとに収納し、ごみ集積所に排出する。	月1回		一定期間保管・集約後、専門ルートを経由し、適正処理を行う。
粗大ごみ		市が指定した日に、戸別に有料で収集する。	月1回	有料	石巻市の一般廃棄物処理施設と民間の資源物処理施設で処理し、再生可能なものはリサイクルし、可燃残渣を焼却処理し、不燃残渣を埋立処分する。

※1 田代島地区は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物（2分別）、粗大ごみの4種5分別で収集する。収集回数は、週1回（夏季はこの限りではない。）とし、指定袋及び指定された排出方法とする。

※2 ごみ集積所へは、収集日の午前8時30分まで排出する。

2 家庭系自己搬入ごみ

項目	排出方法	処理料	処理方法
可燃性ごみ	一時多量ごみ、粗大ごみ等のごみ集積所に排出できない可燃性ごみは、排出者自らが石巻広域クリーンセンターへ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を依頼し搬入する。	有料	石巻広域クリーンセンターにて焼却処理し、焼却灰は埋立処分する。
不燃性ごみ・資源物	一時多量ごみ、粗大ごみ等のごみ集積所に排出できない不燃性ごみ・資源ごみは、排出者自らが石巻市の最終処分場へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を依頼し搬入する。		不燃性ごみは、埋立処分する。資源物については、石巻市の一般廃棄物処理施設と民間の資源物処理施設へ搬入し選別する。

※1 資源物である紙類については、資源化推進のため資源化業者へ搬入する。

※2 石巻市内の処理施設で処理困難な一般廃棄物については、市外の処理施設での処理が必要であることから、適宜、自治体間で協議を行い適正処理に努めていく。

3 事業系ごみ

項目	排出方法	処理料	処理方法
可燃性ごみ	排出方法については以下の3通りによる。 ①排出者自らが石巻広域クリーンセンターへ直接搬入する。 ②排出者自らが民間処理施設(一般廃棄物処分業許可業者)へ直接搬入する。 ③一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を依頼し搬入する。	有料	排出方法については以下の2通りによる。 ①石巻広域クリーンセンターにて焼却処理し、焼却灰は埋立処分する。 ②民間処理施設(一般廃棄物処分業許可業者)にて処理する。
不燃性ごみ・資源物	一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を依頼し、石巻市の最終処分場、又は民間処理施設(一般廃棄物処分業許可業者)へ搬入する。		不燃性ごみは、埋立処分する。資源物については、石巻市の一般廃棄物処理施設と民間の資源物処理施設へ搬入し選別する。

※1 資源物である紙類については、資源化推進のため資源化業者へ搬入する。

※2 石巻市内の処理施設で処理困難な一般廃棄物については、市外の処理施設での処理が必要であることから、適宜、自治体間で協議を行い適正処理に努めていく。

4 市で処理できないごみ

区分	品 目	処理方法
家電リサイクル対象品目	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律97号）第2条第5項に定めるもの（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）	家電リサイクル法対象品目につき、以下の3通りによる。 ①販売店へ引き取りを依頼する。 ②郵便局でリサイクル料金を振込み、排出者が指定引取り場所へ搬入する。 ③郵便局でリサイクル料金を振込み、一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を依頼する。
パソコンリサイクル対象品目	パーソナルコンピューター（家庭用） ※ノートパソコンについては、使用済小型家電回収ボックスに排出可能	資源有効利用促進法の対象品目につき、以下の2通りによる。 ①メーカー受付窓口へ回収を依頼する。 ②メーカーが存在しない・自作パソコン等は、一般社団法人 パソコン3R推進協会へ回収を依頼する。
各リサイクルシステム対象品目	自動車、オートバイ、FRP船、消火器等	自動車リサイクル及び二輪車リサイクル対象車に関しては、自動車及び二輪車リサイクルシステムによる。 FRP船はFRP船リサイクルシステムによる。 消火器は消火器リサイクルシステムによる。
施設処理不可物	タイヤ、ホイール、バッテリー、電子タバコ本体、農機具、ボイラー、ピアノ、石膏ボード、石綿含有一般廃棄物等	販売店や専門の処理業者へ依頼する。
危険物	プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、火薬、劇薬、塗料、廃油、薬品等	販売店やメーカー、若しくは宮城県毒劇物協会へ処分先を確認し処分する。

5 犬・猫等の死体

項目	排出方法	処理料	処理方法
犬・猫等の死体	市民が直接搬入し処分する。	有料	石巻広域クリーンセンターの専用処理施設で処理する。
	所有者が不明である場合は、土地の管理者が処分する。	有料	石巻広域クリーンセンターの専用処理施設で処理する。

6 し尿浄化槽汚泥等

項目	排出方法	処理料	処理方法
し尿・浄化槽汚泥等	一般廃棄物収集運搬許可業者(15者)へ収集運搬を依頼し、石巻広域東部衛生センターへ搬入する。	有料	石巻広域東部衛生センターにて中間処理し、焼却灰は埋立処分する。

第5章 許可計画

廃棄物処理法第7条第5項及び第10項の規定、並びに石巻市一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、一般廃棄物処理業の許可に関する計画を次のとおり定める。

1 一般廃棄物収集運搬業

既存の許可業者の積載能力や運搬実績、また、排出量の減少が見込まれることなどを勘案すると、現行の許可業者で適正に収集運搬が図られているものと判断されることから、新規については、次のとおり対応する。

- ・既存の許可業者によって適正な収集運搬が行われていることから、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則許可しない。

2 一般廃棄物処分業

様々な技術を有する環境産業と協働し、一般廃棄物を適正処理する必要があることから、新規については、次のとおり対応する。

- ・市の施設で処理困難な一般廃棄物の処理を目的として処分業を営む場合で、石巻市一般廃棄物処理基本計画の処理計画量を勘案し必要であると判断され、適正に処理することが確実である場合に許可する。

3 許可の取消し

一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業は、石巻市一般廃棄物処理基本計画に基づくものであり、その計画に反する行為又は法令において違法行為が認められたときは、許可を取り消す場合がある。

(取消要件)

- ・原則として、次回更新時までに業務実績がない者
- ・市民、事業者等からの苦情等により調査した結果、許可業者として認めがたい者
- ・業務の改善指導等を受けながら、改善の意向が見られない者

第6章 中間処理計画

1 燃やせるごみ

施設名	炉形式	処理能力	計画処理量
石巻広域クリーンセンター	流動床式ガス化熔融炉	230 t / 日	40,182 t

※ 焼却残渣については、埋立処理

※ 石巻広域クリーンセンターにおいては、熔融スラグ及び選別した金属を資源化

2 資源化処理施設

施設名	処理品目	計画処理量
石巻市雄勝一般廃棄物処理場	燃やせないごみ、資源物（びん類、缶類、金属、スプレー缶、ガスカートリッジ、ペットボトル）、粗大ごみ、有害ごみ	5,601t
石巻市河南資源回収センター		
石巻市牡鹿クリーンセンター		
民間処理施設	燃やせないごみ、資源物（びん類、缶類、金属、スプレー缶、ガスカートリッジ、ペットボトル）、粗大ごみ、有害ごみ、紙類、古布	

※ 可燃残渣については、石巻広域クリーンセンターで焼却処理し、不燃残渣については埋立処理

※ 有害ごみについては、業者委託にて処理

3 犬・猫等の死体

施設名	炉形式	処理能力	計画処理量
石巻広域クリーンセンター	固定式焼却炉	60kg/h	1,693体

4 し尿・浄化槽汚泥等

施設名	処理方式	処理能力	計画処理量
石巻広域東部衛生センター	膜分離型高負荷脱窒素処理方式＋高度処理	150kl / 日	38,000kl

※ 施設から発生する焼却灰は、埋立処理

第7章 最終処分計画

	項目	A	B	C	D D=A-B-C	E
No.	施設名	埋立容量	令和5年度末 埋立容量	令和6年度末 埋立見込量	令和6年度末 残余容量見込	令和7年度 埋立計画量
1	石巻市一般廃棄物 最終処分場	270,700m ³	234,882m ³	6,140m ³	29,678m ³	5,066m ³
2	石巻市大衡山一般 廃棄物最終処分場	187,000m ³	45m ³	53m ³	186,902m ³	53m ³

※ 河北地区一般廃棄物最終処分場、雄勝一般廃棄物最終処分場、河南一般廃棄物最終処分場、牡鹿一般廃棄物最終処分場は埋立てを終了している（※一部閉鎖業務中）。

※ D 2 行の大衡山一般廃棄物最終処分場の残余容量見込みは、令和 5 年 8 月から受入開始した値

※ E 列 2 行の大衡山一般廃棄物最終処分場の埋立計画量は、令和 5 年 8 月から実績値により月平均を算出し、年見込みとして算定している。

※ 一般廃棄物最終処分場（旧処分場）は、焼却灰及び事業者系不燃ごみを受け入れている。

※ 大衡山一般廃棄物最終処分場（新処分場）は、市民が自己搬入した不燃ごみを受け入れている。

第8章 目標値

1 ごみ処理

No.	項目	単位	A	B	C	D	E	F	G
			令和5年度実績	令和6年度 実施計画量	令和6年度見込	令和7年度 実施計画量	(参考)令和7年度 基本計画量	令和6年度 実施計画と実績見込 比較	令和7年度 基本計画と実施計画 比較
1	人口(各年度10月1日現在)	人	135,216	135,247	132,859	133,739	133,739	-2,388	0
2	1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	994	1,002	996	979	980	-6	-1
3	家庭系ごみ量	g/人・日	706	693	708	688	694	15	-6
4	事業系ごみ量	g/人・日	288	309	288	291	286	-20	5
5	総ごみ量	t/年	49,047	49,463	48,313	47,793	47,838	-1,150	-45
6	家庭系ごみ	t/年	34,591	34,227	34,334	33,593	34,089	107	-496
7	燃やせるごみ	t/年	28,596	28,089	28,581	27,810	26,822	492	988
8	燃やせないごみ他	t/年	929	936	903	900	995	-33	-95
9	粗大ごみ	t/年	237	232	237	240	170	5	70
10	資源物	t/年	4,617	4,726	4,432	4,461	5,420	-294	-959
11	集団資源回収量	t/年	212	244	181	182	682	-63	-500
12	施設直接搬入	t/年	14,456	15,236	13,979	14,200	13,749	-1,257	451
13	可燃性ごみ	t/年	12,404	12,921	12,330	12,372	11,714	-591	658
14	不燃性ごみ・資源物	t/年	2,052	2,315	1,649	1,828	2,035	-666	-207
15	内訳 家庭系ごみ	t/年	34,834	35,049	34,235	33,866	33,898	-815	-32
16	事業系ごみ	t/年	14,213	14,414	14,078	13,927	13,940	-335	-13
17	総資源化量	t/年	4,918	7,214	5,752	※1 5,744	6,429	-1,462	-685
18	リサイクル率	%	10.0	14.6	11.9	12.0	13.4	-2.7	-1.4
19	最終処分埋立量	m ³	6,291	6,291	7,402	6,382	6,872	1,111	-490
20	最終処分埋立量(覆土除く)	m ³	4,572	5,719	6,193	※2 5,119	5,154	474	-35
21	最終処分率	%	9.3	11.6	12.8	10.7	10.8	1.2	-0.1

※1 広域クリーンセンターで発生する溶融スラグは、覆土材や埋立材として利用（資源化）されており、令和7年度の本市分808トンの利用が見込まれている。

※2 広域クリーンセンターで発生する焼却灰に関し、最終処分場への搬入量（覆土分を除く）は2年サイクルで2市1町に割り当てられており、令和7年度の搬入量は、その計画に基づき前年度の7か月分相当と見込まれている。

2 生活排水処理

No.	項目	単位	A 令和5年度実績	B 令和6年度 実施計画量	C 令和6年度見込	D 令和7年度 実施計画量	E (参考)令和7年度 基本計画量	F 令和6年度 実施計画と実績見込 比較	G 令和7年度 基本計画と実施計画 比較
1	計画処理区域内人口	人	133,724	132,711	132,332	131,404	136,188	-379	-4,784
2	下水道口	人	76,163	74,833	76,522	76,870	102,255	1,689	-25,385
3	コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0	0	0
4	農・漁業集落排水人口	人	3,592	3,503	3,546	3,530	3,937	43	-407
5	浄化槽人口	人	25,661	25,833	25,380	25,183	21,103	-453	4,080
6	単独処理浄化槽人口	人	11,820	11,899	11,558	11,378	4,094	-341	7,284
7	合併処理浄化槽人口	人	13,841	13,934	13,822	13,805	17,009	-112	-3,204
8	汲取りし尿人口	人	28,308	28,542	26,884	25,821	8,893	-1,658	16,928
9	自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0
10	污水处理人口	人	93,596	92,270	93,890	94,205	123,201	1,620	-28,996
11	下水道口	人	76,163	74,833	76,522	76,870	102,255	1,689	-25,385
12	農・漁業集落排水人口	人	3,592	3,503	3,546	3,530	3,937	43	-407
13	合併処理浄化槽人口	人	13,841	13,934	13,822	13,805	17,009	-112	-3,204
14	污水处理率	%	70.0	69.5	71.0	71.7	90.5	1.5	-18.8

第9章 ごみ減量化、資源化、適正処理に関する取組

1 家庭系ごみ減量化・資源化に関する取組



(1) 排出抑制の推進

ごみ排出量を抑えることで、焼却・埋立処理も抑えることができるため、雑紙の分別回収や生ごみの水切りを推進し、ごみ排出抑制を推進する。具体的には、市民一人ひとりが「ごみを出さない」、ごみを出す場合も「その量を減らし、分別して排出する」など、周知啓発に取り組む。

(2) 環境学習の推進

ごみ減量化に関する社会意識を育むため、小中学校等における環境学習や各種団体への出前講座等を通じた環境教育に積極的に取り組む。

(3) 分別指導の徹底

市で発行する紙媒体の資料等に、紙類資源化に係る文言を記載し啓発を行う。

チラシ、SNS、マスメディア等を活用し、分別方法・排出方法についても啓発活動を行う。

また、本市においては毎年外国人在住者が増えてきており、これに対応した外国人向けの「家庭ごみの分け方・出し方」を用いて、出前講座等で資源物の分別について周知徹底を図っていく。

(4) 雑紙分別の強化

石巻広域クリーンセンターにおけるごみ組成調査により、紙布類が大きく増加していることから、再資源化が可能である「雑紙類」の分別の大切さを、市報や出前講座等を通じて、周知啓発に取り組む。

(5) 「使い切り」「食べきり」「水切り」の推進

30・10（さんまるいちまる）運動を展開し、ごみをできるだけ出さない買い物から省エネ料理、生ごみの上手な処理方法までの一連の流れを通じてごみ減量意識の向上を図り、食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、生ごみの「水切り」等を市民へPRしていく。

(6) もったいない！３０・１０運動の推進

まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」は、全国で年間４７２万トン(*)もあるといわれている。この食品ロスを減らすため、２つの３０・１０運動を展開する。

１つ目は、毎月１０日と３０日を冷蔵庫のクリーンアップデーとし、御家庭の冷蔵庫内をチェックすることで消費期限の迫った食材等の食べ忘れを無くす。

２つ目は、宴会等の際に、開始３０分間と終了前１０分間は自分の席で料理を楽しむことで、食べ残しによる食品ロス削減を目指す。

*農林水産省「令和４年度食品ロス量推計値の公表について」及び環境省「我が国の食品廃棄物等及び食品ロスの発生量の推計値(令和４年度)の公表について」抜粋

(7) ３Ｒの周知啓発

市民が、雑紙の分別回収や生ごみの水切りについて各種イベントや出前講座等に参加しやすい新たな施策を展開し、より一層周知啓発を強化していく。

また、集団資源回収の推進に向け、市民一人ひとりの意識の向上を図り、市教育委員会をと通した各学校への再周知や、関係機関と連携し実施団体の登録増加を目指し、ＳＮＳなどを活用して周知啓発していく。

なお、プラスチック分別回収については、令和８年度の実施に向けた住民説明会等を開催して、周知啓発していく。

(8) ライフスタイルの見直し

令和２年７月からレジ袋が有料化になったことで、今まで何気なくもらっていたレジ袋からマイバッグを持ち歩くライフスタイルに変わった。今一度本当に必要かライフスタイルを見直し、マイボトルの持参でペットボトルの排出を減らし、マイ箸の持参で割り箸の排出をなくすなど、ごみ発生抑制を推奨し、ごみ減量化を図る。

(9) 販売事業者等の協力による減量・資源化の推進

容器包装等の店頭回収の拡大や簡易包装の推進について、販売事業者等の協力を求め、ごみ減量啓発放送やポスター掲示を実施していく。

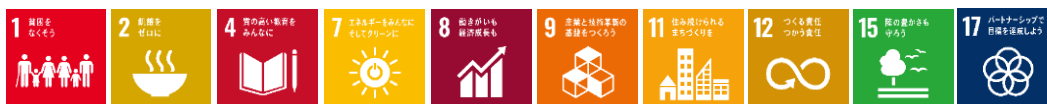
(10) 小型家電リサイクルの推進

本市で掲げている「循環型社会の実現」の目標のもとりサイクルの推進、最終処分量の削減など使用済小型家電の回収を推進し、希少金属等の有効利用を図る。

(11) フードドライブの活用

毎月10・30日に本庁・各総合支所窓口で回収するほか、環境イベント等において、家庭で余っている食品等を持ち寄ってもらい、福祉団体等に寄与するフードドライブの実施を検討する。

2 事業系ごみ減量化・資源化に関する取組



(1) 分別の徹底と再資源化の推進

減量計画書による計画的取組の促進、多量排出事業者への立ち入り指導の実施、自己処理責任による処理の徹底、搬入時の分別指導の強化などにより、排出事業者に対してごみの減量及び分別を徹底するように指導していく。

(2) 事業所での減量・資源化

事業所に対し積極的にごみ減量講座を実施するなど、紙類の可燃ごみへの混入防止策について検討するとともに、紙類の減量・資源化に関する出前講座などを実施し、事業者に向けて周知啓発していく。

(3) 市有施設等における資源化の推進

SDGs 未来都市に選定されたことを踏まえ、他市町村のモデル都市となるよう市有施設における更なる分別の徹底及び再資源化や、市内官公庁における分別の徹底及び再資源化に向け、関係機関に協力を求める。

(4) ごみ減量化・資源化協力店の認定

ごみ減量化・資源化協力店に認定された店舗を広く周知し、消費者、事業者及び本市が協働で、ごみ減量化・資源化を図る。

(5) もったいない！30・10運動の推進

まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は、全国で年間472万トンもあるといわれており、このうち飲食店から発生する生ごみの約6割がお客様の食べ残した料理と言われている。この問題を知ってもらい削減するため、食品ロスをなくす運動を展開し、協力を求める。

(6) 減量化計画の策定

多量排出事業者に、ごみの排出量や再資源化量の実績及び実績に対する減量化計画の作成を求め、事業系一般廃棄物の減量化・資源化を図る。

(7) ごみの展開検査

焼却施設に搬入された事業系ごみの中身を検査する。資源物や搬入不適物が混入されていた場合には、持ち帰り等を指示したり、搬入ルールについての指導を行う。

(8) ごみの分別講座

大型ショッピングセンター等、各店舗から排出されるごみの分別を徹底するために分別のための出前講座や研修等を実施し、資源化を図る。

(9) フードバンクの活用

企業や農家等、事業所から発生する、まだ十分食べられるのに余っている食品を寄贈してもらい、食べ物を必要としている人のもとへ届ける活動へ協力を求める。

3 ごみ集積所の適正な維持管理



(1) ごみカレンダーの配布

ごみの収集日やごみ出しのルール、分別方法を記載したごみカレンダーを各戸に配布し、啓発を図る。

(2) 資源物持ち去り行為に対する対応

資源物持ち去り行為者に対しては、警察と連携を密に指導を行っていく。

(3) ごみ集積所の環境整備

ごみ集積ボックス等を設置に要する費用に対して支援制度を適正に運用し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、町内会等が管理する集積所のカラス被害等によるごみの散乱防止を図る。

また、町内会支援として、ごみ集積ボックス等設置事業費補助金の上限額を引き上げるとともに、集積所への不法投棄等の防止対策として監視カメラの貸与を行う。

4 その他



(1) 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物の安全・安心な回収及び処理方法について検討する。また、在宅医療廃棄物を一般廃棄物として取り扱うことが適切かどうかを整理し、ホームページや市報等でも周知を図っていく。

(2) 処理困難廃棄物の適正処理

処理困難廃棄物の適正処理方法については、市民・事業者理解してもらうため、ごみカレンダーや市報等を通じて、具体的な処分方法や引取り先を紹介するなど積極的な情報提供を行う。

(3) 不法投棄対策

適正処理について市民・事業者に対し啓発活動を行うとともに、県・警察等の関連機関と連携を密に監視、指導を行っていく。

(4) 包括連携協定の推進

民間商業店舗での店頭リサイクルの推進及びごみの減量化に関する普及啓発活動・不法投棄対策等について、包括連携協定を結んでいる民間企業と連携しながら各種事業を展開していく。

(5) 感染性廃棄物対策

新型コロナウイルスを始めとする人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれがある廃棄物(マスク等)について、蓋のあるごみ箱に捨てる、その日ごとに袋に入れてからごみ箱に入れるなど、感染性廃棄物の適正な排出方法と呼び掛ける。

また、社会情勢等の変化にも対応できる廃棄物処理マニュアルを作成し、スムーズかつ適正に業務を継続していく。

(6) 災害廃棄物の処理

本市では、国の災害廃棄物対策指針に基づき宮城県災害廃棄物処理計画との整合性を図り、「石巻市災害廃棄物処理計画（以下「災害計画」という。）」を平成31年3月に策定している。

災害計画に基づき、今後発生が予測される大規模地震や津波、風害に対する平時の備えと、災害が発生した際に生ずる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、市民生活の速やかな復旧・復興の推進を図っていく。

第10章 生活排水処理に関する取組

1 広報・啓発の内容



(1) 公共下水道等の集合処理施設への早期接続

公共下水道及び農・漁業集落排水施設の整備区域内の住宅については、早期の接続を促し、水洗化率の向上を図る。

(2) 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換

平成12年度の浄化槽法の改正により、浄化槽の新規設置においては、合併処理浄化槽の設置が義務付けられたが、本市では既に設置されている浄化槽のうち、41.9%が単独処理浄化槽となっている。

また、令和2年4月1日にも浄化槽法の一部改正が施行され、「単独処理浄化槽の転換」と「浄化槽の管理の向上」を同時に実現することが必要とされている。

単独処理浄化槽が設置されている家庭については、浄化槽の老朽化による故障が懸念されるため、合併浄化槽に設置替えをするように指導していく。

(3) 浄化槽の適正な維持管理

適切な維持管理がなされていない浄化槽は、処理能力の低下が懸念され、十分に処理されていない排水が公共用水域に排出され水質汚濁の要因となる。浄化槽の維持管理は、浄化槽管理者（浄化槽の設置者＝家主、事業主）の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務付けられているため、浄化槽管理者等に対し、適正な保守点検・清掃の実施、法定検査の受検等の重要性を理解・浸透させていく。

2 広報・啓発の方法



(1) モニタリングの公表

河川水質のモニタリングの情報を公表し、市民の生活排水処理対策への理解を深め、意識の向上を図る。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



※「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs)とは、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が2030年までに取り組む17分野の目標のことで、生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれている。